

第3 賃貸借

◇農地の賃貸借契約を結ぶとき（借主が農地所有適格法人の場合）

農地又は採草放牧地（以下「農地等」といいます。）を賃貸借するときは、書面により賃貸借契約の内容等を明らかにしなければなりません（農地21）。

そして、農地等の賃貸借については、当事者間の契約合意及び契約書の締結のみでは、その効果は発生せず、農地法3条1項の許可を得なければなりません（農地3①）。さらには、許可を得ずに行った場合、罰則が適用される場合がありますので注意が必要です（農地64一・二）。

本書式は、農地法関係事務処理要領（平21・12・11 21経営4608・21農振1599）様式例第10号の1により「農地（採草放牧地）賃貸借契約書」として公表されています。本書式は、通常、農地法3条1項許可申請の際、申請書の添付書類として提出します。

○農地（採草放牧地）賃貸借契約書

様式例第10号の1

農地（採草放牧地）賃貸借契約書 1

賃貸人及び賃借人は、農地法の趣旨に則り、この契約書に定めるところにより賃貸借契約を締結する。

この契約書は、2通作成して賃貸人及び賃借人がそれぞれ1通を所持し、その写し1通を〇〇農業委員会に提出する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

賃貸人（以下甲という。）住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名 甲野 太郎 印

賃借人（以下乙という。）住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇番

氏名 株式会社〇〇 代表取締役 乙山 一郎 印

1 賃貸借の目的物 3

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して、別表1に記載する土地その他の物件を賃貸する。

2 賃貸借の期間 4

(1) 賃貸借の期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで〇〇年間とする。

(2) 甲又は乙が、賃貸借の期間の満了の1年前から6か月前までの間に、相手方に対して更新しない旨の通知をしないときは、賃貸借の期間は、従前の期間と同一の期間で更新する。

3 借賃の額及び支払期日 5

乙は、別表1に記載された土地その他の物件に対して、同表に記載された金額の借賃を同表に記載された期日までに甲の住所地において支払うものとする。

4 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、乙が支払期日までに借賃を支払うことができない場合には、甲は相当と認められる期日までその支払を猶予する。

5 転貸又は譲渡 6

乙は、構成員等が農地法第2条第2項に掲げる事由により借入地を耕作することができない場合に限って、一時転貸することができる。その他の事由により賃借物を転

貸し、又は賃借権を譲渡する場合には、甲の承諾を得なければならない。

6 修繕及び改良 **7**

- (1) 目的物の修繕及び改良が土地改良法に基づいて行われる場合には、同法に定めるところによる。
- (2) 目的物の修繕は甲が行う。ただし、緊急を要する場合その他甲において行うことができない事由があるときは、乙が行うことができる。
- (3) 目的物の改良は乙が行うことができる。
- (4) 修繕費又は改良費の負担又は償還は、別表2に定めたものを除き、民法及び土地改良法に従う。

7 経常費用 **8**

- (1) 目的物に対する租税は、甲が負担する。
- (2) かんがい排水、土地改良等に必要経常経費は、原則として乙が負担する。
- (3) 農業災害補償法に基づく共済金は、乙が負担する。
- (4) 租税以外の公課等で(2)及び(3)以外のものの負担は、別表3に定めるもののほかは、その公課等の支払義務者が負担する。
- (5) その他目的物の通常の維持保存に要する経常費は、乙が負担する。

8 目的物の返還及び立毛補償 **9 10**

- (1) 賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。
- (2) 契約終了の際目的物の上に乙が甲の承諾を得て植栽した永年性作物がある場合には、甲は、乙の請求により、これを買取る。

9 この賃貸借契約に附随する権利又は義務 **11**

10 契約の変更

契約事項を変更する場合には、その変更事項をこの契約書に明記しなければならない。

11 その他この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

別表1 土地その他の物件の目録等

土地その他の物件の表示					借 賃			備 考
大字	字	地番	地 目 (種類)	面 積 (数量)	単位当たり 金 額	総 額	支払期日	
	〇〇	〇〇	畑	5,000㎡	10,000円	50,000円	毎年12月1日	

	〇〇	〇〇	畑	15,000㎡	10,000円	150,000円	毎年12月1日	
	〇〇	〇〇	畑	5,000㎡	10,000円	50,000円	毎年12月1日	

別表2 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	賃貸人及び賃借人の費用に関する支払区分の内容	賃借人の支払額についての賃貸人の償還すべき額及び方法	備考

別表3 公課等負担に係る特約事項

公課等の種類	負担区分の内容	備考

(平21・12・11 21経営4608・21農振1599様式例第10号の1)

ポイント

1 作成上の留意点

契約書作成の留意点については、農地法関係事務処理要領（平21・12・11 21経営4608・21農振1599）様式例第10号の1にも示されています。

2 契約の当事者

(1) 契約の当事者が、民法20条に規定する制限行為能力者である場合には、次の事項について留意する必要があります。

- ① 未成年者が契約をなす場合は、法定代理人（親権者、指定後見人、選任後見人）の同意又は代理の有無（民5）
- ② 成年被後見人が契約をなす場合は、成年後見人の代理の有無（民859）
- ③ 被保佐人が5年を超える契約をなす場合は、保佐人の同意の有無（民13①九）
- ④ 後見人が被後見人に代わってその存続期間が5年を超える契約を締結し、又は未成年者がその契約をすることにつき、後見人が同意する場合において後見監督人があるときは、後見監督人の同意の有無（民864）
- ⑤ 民法17条1項の審判を受けた被補助人が5年を超える契約をなす場合は、補助人の同意又は補助人の同意に代わる家庭裁判所の許可の有無（民17）

(2) 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の

氏名をそれぞれ記載します。

3 契約の目的物

- (1) 契約の目的物は別表1に表示します。この場合において、建物、宅地等が農地等と客観的にみて不可分の状態にあるか、又は別々に契約することが不適当な場合には、これらを含めて記載します。
- (2) 土地は一筆ごと、建物その他の物件は一個ごとに所在、地番及び地目又は種類、面積及び数量並びにこれらの借賃の額、支払時期及び支払方法を記載します。
- (3) 「面積」欄には、登記事項証明書（登記簿）の地積と実際の面積とが異なる場合は、登記事項証明書（登記簿）の地積のほかに契約上決めた実際の面積を記載し、さらにその土地の畦畔面積又は土地の一部が溝となっているときは、その面積を記載します。ただし、土地に附随して賃貸している溝があってもその溝が別の地番である場合は、別行に記載します。

4 契約期間

- (1) 契約期間については、果樹その他永年作物を栽培しているものは、その果樹の効用年数を考慮して定める必要がありますが、少なくとも10年以上とするのが適当であることに留意する必要があります。
- (2) 更新しない旨の通知の期限については、農地法17条に規定する一時賃貸借である場合には、(2)中、「1年前から6か月前まで」を「6か月前から1か月前まで」とします。

5 借賃の額等

借賃の額は、一筆ごと又は一個ごとに記載します。借賃の支払の方法が、賃貸人の農業協同組合の預金口座への払込みによる場合には、「賃貸人の住所において支払う」を「賃貸人が〇〇農業協同組合に有する預金口座に払い込む」とします。なお、金銭以外のものを支払う借賃の定めがある場合においては、借賃の支払方法についての特約があるときは、その旨記載します。

6 転貸

農地等について、所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業が行われている土地の転貸は、中間地主の発生等種々の弊害があるので、農地法上認められた場合でかつ真にやむを得ない場合以外は認めないよう留意する必要があります。もし転貸を認める場合は、農地法関係事務処理要領（平21・12・11 21経営4608・21農振1599）様式例第10号の1又は第10号の2のとおり制限事項を記載することが必要になります。

7 賃貸借の目的物の修繕及び改良

- (1) 賃貸借の目的物の修繕及び改良についての費用の分担は、法令に特別の定めのある場合を除いて、通常、修繕費は賃貸人の、改良費は借借人のそれぞれの負担としますが、賃借物の返還に当たっては、民法608条の借借人の請求により、賃貸人は借借人の負担

した費用又は有益費を償還する必要があります。

- (2) 修繕改良工事により生じた施設がある場合には、その所有権が賃貸人又は賃借人のいずれにあるか、契約終了の際に貸主から一定の補償をする必要があるかどうか等について、明らかにする必要があります。
- (3) 賃貸借の目的物の修繕及び改良についての負担区分は、当事者間で取り決めた内容を別表2に記載します。修繕改良工事によって生じた施設の所有区分及び補償内容等を定めた場合は、別表2の備考欄にこれらの事項を記載します。

8 賃貸借の目的物の経常費用

- (1) 本契約の場合、賃貸借の目的物に対する租税及び保険料は、賃貸人の負担とし、農業災害補償法に基づく共済掛金は、賃借人の負担としています。土地改良区の賦課金は、当該組合員の負担であり、原則として耕作者すなわち賃借人の負担となります。
- (2) 経常費用の負担区分については、当事者間で取り決めた内容を別表3に記載します。

9 目的物の返還

賃借物の返還については、契約期間満了の日から「何日以内」に返還する旨を記載します。

10 賃貸借契約等の終了の際の立毛補償

契約終了の際の立毛補償については、農地法関係事務処理要領(平21・12・11 21経営4608・21農振1599)様式例第10号の1又は第10号の2のとおり、契約書に明らかにしておく必要があります。

11 附随する権利又は義務

「賃貸借契約に附随する権利又は義務」欄には、この賃貸借契約に附随する権利義務に関する契約がある場合に記載します。

◇農地の賃貸借の許可を受けるとき（借主が農地所有適格法人の場合・営農計画書）

農地等の賃貸借に関する農地法3条1項の許可申請については、「農林水産省令で定める事項を記載した申請書を農業委員会に提出しなければならない」とされ（農地令1）、記載事項については、農地法施行規則11条に列挙されています。

申請書への記載事項の中で、特に、農地所有適格法人である場合、「現に行っている事業の種類及び売上高並びに権利取得後における事業計画」、「農地所有適格法人の構成員のその農地所有適格法人の行う農業への従事状況及び権利の取得後における従事計画」、「農地所有適格法人の理事等の農業への従事状況及び権利の取得後における従事計画」（農地規11④六）等を記載することとされており、これら計画等の裏付け資料として、通常、申請書とともに営農計画書を添付します。その他、営農計画書は、農地法3条2項に定める許可要件についての裏付け資料にもなります。

なお、申請書添付書類については、農地法施行規則10条に定めがあり、土地の登記事項証明書、定款（法人の場合）等が列挙されています（農地規10②一～九）が、営農計画書は添付書類としては列挙されておらず、「その他参考となるべき書類」（農地規10②九）の1つとして、実務上、多くの自治体において添付を求められています。

営農計画書の様式については、通知等では、特に示されたものはなく、各自治体ごとに定めがある場合は、これに従います。定めがない場合は、申請書への記載事項を考慮しながら作成しますが、本書式は、特に定まった様式がない場合の一例となります。

○営農計画書

株式会社〇〇〇〇 営農計画書 1

作成日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

作成者 株式会社〇〇〇〇 (〇〇年〇〇月〇〇日設立予定)

代表取締役 甲野太郎

目次

- 1 株式会社〇〇〇〇会社概要
- 2 メンバープロフィール
- 3 事業目的
- 4 作付計画
- 5 工数表 (人員計画)
- 6 設備投資計画
- 7 収支計画

1 株式会社〇〇〇〇会社概要 2

【代表取締役】 甲野太郎

【取締役】 乙山一郎

【本店所在地】 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

【資本金】 〇〇〇〇円

【設立】 〇〇年〇〇月 設立予定

【株主構成員】 甲野太郎 (45株) 農業従事 (予定) 者
乙山一郎 (30株) 農業従事 (予定) 者
株〇〇〇 (25株) 農作物販売先 (取引会社)

【取引先】 株〇〇〇〇

【経営農地】 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 5,000㎡
(丙川次郎氏より借地予定、A圃場)

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 15,000㎡
(丙川次郎氏より借地予定、B圃場)

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 5,000㎡
(丙川次郎氏より借地予定、C圃場)

【保有設備、施設】 設備投資計画に従い導入予定

2 メンバープロフィール 3

代表取締役 甲野太郎

〇〇町にて、農業生産法人〇〇で3年間農業に従事。今回、農地所有適格法人立ち上げと同時に退職。

農地所有適格法人立ち上げ後、主に、農作物の生産部門を担当する。

[中 略]

取締役 乙山一郎

代表取締役甲野太郎の友人。(株)〇〇〇退職後、本事業に参画。

農地所有適格法人立ち上げ後、主に、農作物の販売部門を担当する。

[中 略]

(株)〇〇〇

食品販売会社。資本金〇〇〇円。本店〇〇県〇〇市。〇〇市中心に店舗数〇〇以上展開。

取締役乙山一郎の出身会社。今回、本農地所有適格法人より農作物を仕入れて販売する。

[中 略]

3 事業目的 4

(1) 生産者と販売者が連携し、法人として一体となって事業に取り組むことで、農業経営のさらなる発展を図る。

(2) 周辺の生産者とも協力し、地域の生産物、特産品の販売拡大に貢献する。

(3) 周辺の遊休農地活用、雇用の増大等、地域経済の発展にも貢献する。

[中 略]

4 作付計画 5

(1) 作物別作付計画

	品目	10a 当たり				作業	3月			4月	
		目標 収穫量	目標 出荷量	施肥量	農薬		上	中	下	上	中
1	キャベツ	3,000kg	2,100kg	堆肥 3,000kg 苦土石灰 160kg 有機020 130kg 有機282 30kg NK化成 30kg	ロブラール 200g アタブロン 75cc Zボルドー 400g カスミンボ ルドー 200g	播種 定植 収穫					
2	キャベツ	3,000kg	2,100kg			播種 定植 収穫					
3	キャベツ	3,000kg	2,100kg			播種 定植 収穫					
4	キャベツ	3,000kg	2,100kg	堆肥 3,000kg 苦土石灰 100kg 有機020 150kg 有機282 30kg NK化成 20kg	ロブラール 200g アタブロン 75cc	播種 定植 収穫					
5	キャベツ	3,000kg	2,100kg			播種 定植 収穫					
6	葉ネギ	2,000kg	1,400kg	堆肥 3,000kg 苦土石灰 120kg BMよりん 40kg CDUS682 100kg 尿素 19.5kg		播種 定植 収穫			○		
7	葉ネギ	2,000kg	1,400kg			播種 定植 収穫					
8	葉ネギ	2,000kg	1,400kg			播種 定植 収穫	○				

第1章 農地に係る取引 第3 賃貸借

5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月					
下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中			
						10	15		10	15																
								20			20															
								25			25															
												20	25													
											20				10											

【編注】 表中の数字は日付です。

第1章 農地に係る取引 第3 賃貸借

(2) 圃場別作付計画

品目	作付面積	目標収穫量	目標出荷量	作業	1月			2月			3月			4月	
					上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中

A圃場(50a)

7	葉ネギ	50a	10,000kg	7,000kg	播種 定植 収穫										
8	葉ネギ	50a	10,000kg	7,000kg	播種 定植 収穫							○			

B圃場(150a)

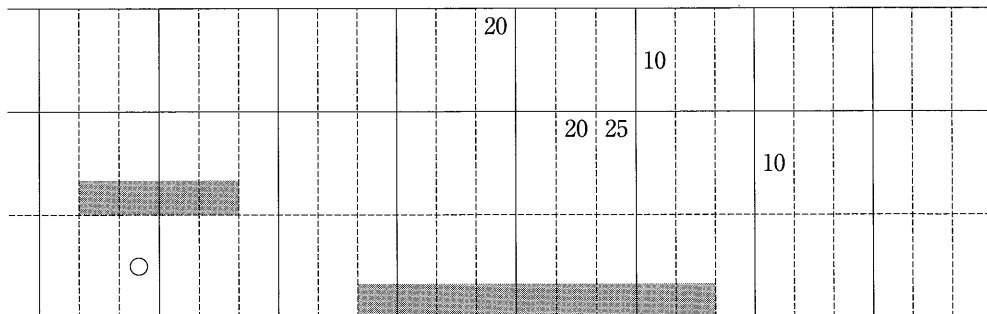
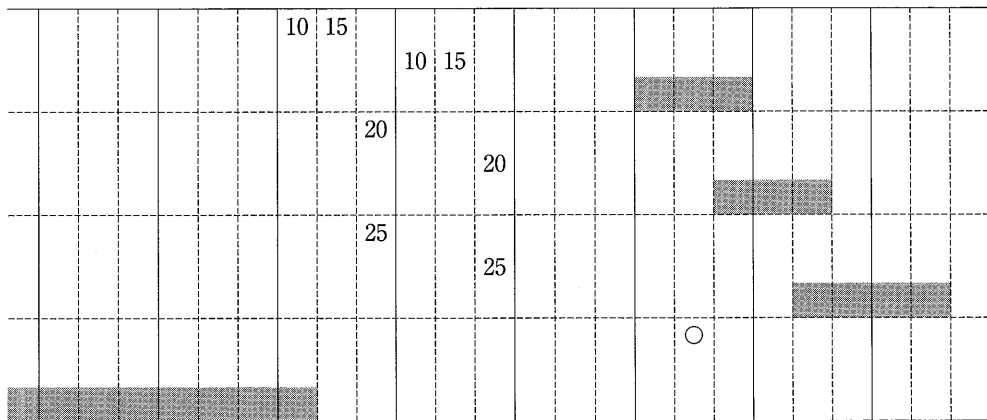
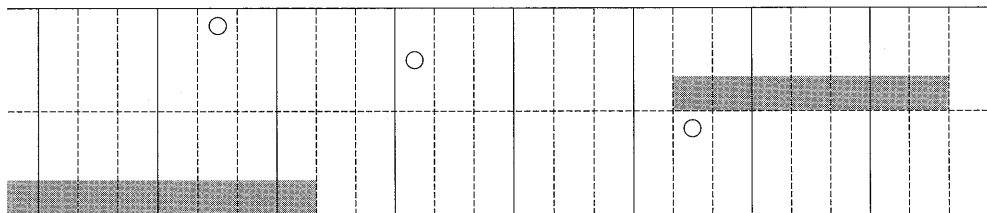
1	キャベツ	50a	15,000kg	10,500kg	播種 定植 収穫										
2	キャベツ	50a	15,000kg	10,500kg	播種 定植 収穫										
3	キャベツ	50a	15,000kg	10,500kg	播種 定植 収穫										
8	葉ネギ	150a	30,000kg	21,000kg	播種 定植 収穫							○			

C圃場(50a)

5	キャベツ	25a	7,500kg	5,250kg	播種 定植 収穫										
4	キャベツ	25a	7,500kg	5,250kg	播種 定植 収穫										
6	葉ネギ	50a	10,000kg	7,000kg	播種 定植 収穫							○			

第1章 農地に係る取引 第3 賃貸借

5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月		
下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中



5 工数表 (人員計画) **6**

(1) 労働時間 (初年度の労働時間) (h)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
ネギ	〇〇	〇〇	300	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	2,700
キャベツ	〇〇	〇〇	100	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	1,000
合計	〇〇	〇〇	400	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	3,700

(2) 労働時間 (目標年度の労働時間) (h)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
ネギ	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	1,200	〇〇	〇〇	13,500
キャベツ	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	100	〇〇	〇〇	1,600
合計	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	1,300	〇〇	〇〇	15,100

参考) 作物別10アール当たりの労働時間 ネギ 450時間 キャベツ 100時間

(3) 人員計画 (人)

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
社員	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人
パート		3人	3人	5人	5人	5人	5人	5人	5人	5人
合計	2人	5人	5人	7人	7人	7人	7人	7人	7人	7人

6 設備投資計画 **7**

品名	能力	数量又は面積	単価(千円)	金額(千円)	導入年度	資金
トラクター	27ps	1	3,600	3,600	平成〇年	借入れ
ロータリー	大型	1	1,200	1,200	〇〇〇	〇〇〇
アタッチメント	粗耕起	1	500	500	〇〇〇	〇〇〇
平高成形機	畝立て	1	500	500	〇〇〇	〇〇〇
乗用管理機	防除機	1	4,700	4,700	〇〇〇	〇〇〇
移植機	キャベツ	1	700	700	〇〇〇	〇〇〇
移植機	ネギ	1	1,100	1,100	〇〇〇	〇〇〇
肥料散布機A	肥料散布	1	350	350	〇〇〇	〇〇〇
肥料散布機B	肥料散布	1	170	170	〇〇〇	〇〇〇
高床作業機	クローラ運搬車	1	590	590	〇〇〇	〇〇〇
刈払機		2	60	120	〇〇〇	〇〇〇
チェーンソー		2	70	140	〇〇〇	〇〇〇
低温貯蔵庫	1坪	2	890	1,780	〇〇〇	〇〇〇
皮むき洗浄機	ネギ	1	2,000	2,000	〇〇〇	〇〇〇
軽トラック		1	1,000	1,000	〇〇〇	〇〇〇

育苗ハウス	6×50m	1	1,500	1,500	〇〇〇	〇〇〇
			合計	19,950		

7 収支計画 8

(1) 初年度単年収支計画

営農類型 キャベツ・ネギの露地契約栽培

契約販売先 株式会社〇〇〇

経営面積

種 目	品 目	面 積
キャベツ・ネギ		250a

作付面積

種 目	品目・作	作付面積
キャベツ	キャベツ	100a
ネギ	葉ネギ	60a

売上目標額

種 目	出荷量 (kg)	単価 (千円)	金額 (千円)
キャベツ	16,800	0.1	1,680
ネギ	6,720	0.5	3,360
		合計	5,040

初期投資額

品 名	能 力	数量又は面積	単価 (千円)	金額 (千円)
トラクター	27ps	1	3,600	3,600
ロータリー	大型	1	1,200	1,200
アタッチメント	粗耕起	1	500	500
平高成形機	畝立て	1	500	500
乗用管理機	防除機	1	4,700	4,700
移植機	キャベツ	1	700	700
移植機	ネギ	1	1,100	1,100
肥料散布機A	肥料散布	1	350	350
肥料散布機B	肥料散布	1	170	170
高床作業機	クローラ運搬車	1	590	590
刈払機		2	60	120
チェーンソー		2	70	140

第1章 農地に係る取引 第3 賃貸借

低温貯蔵庫	1坪	2	890	1,780
皮むき洗浄機	ネギ	1	2,000	2,000
軽トラック		1	1,000	1,000
育苗ハウス	6×50m	1	1,500	1,500
合計				19,950

減価償却（定額法）

品名	償却基準価額	耐用年数	償却率	償却高
トラクター	3,240	8	0.125	405.0
ロータリー	1,080	5	0.200	216.0
アタッチメント	450	5	0.200	90.0
平高成形機	450	5	0.200	90.0
乗用管理機	4,230	5	0.200	846.0
移植機	630	5	0.200	126.0
移植機	990	5	0.200	198.0
肥料散布機A	315	5	0.200	63.0
肥料散布機B	153	5	0.200	30.6
高床作業機	531	5	0.200	106.2
刈払機	108	3	0.333	36.0
チェーンソー	126	3	0.333	42.0
低温貯蔵庫	1,602	6	0.166	265.9
皮むき洗浄機	1,800	5	0.200	360.0
軽トラック	900	4	0.250	225.0
育苗ハウス	1,350	10	0.100	135.0
合計				3,234.7

生産原価（ネギ）

項目	延べ作付		金額（千円）
	面積（×10a）	単価（千円） 10a 1作当たり	
種苗費	6	18	108
肥料費	6	45	270
薬剤費	6	6	36
諸材料費	6	3	18
労働費	6	360	2,160
合計			2,592

第1章 農地に係る取引 第3 賃貸借

生産原価 (キャベツ)

項目	延べ作付		金額 (千円)
	面積 (×10 a)	単価 (千円) 10 a 1 作当たり	
種苗費	10	10	100
肥料費	10	23	230
薬剤費	10	22	220
諸材料費	10	3	30
労働費	10	80	800
合計			1,380

生産原価 (共通)

項目	面積 (×10 a)	単価 (千円)	金額 (千円)
流通経費			352.8
農地賃料	25	15	375
合計			727.8

損益計算	
項目	金額 (千円)
売上高	5,040
生産原価	4,700
減価償却	3,235
役員報酬	
差引利益	-2,895

(2) 目標年度 (5年目) 単年収支計画

営農類型 キャベツ・ネギの露地契約栽培

契約販売先 株式会社〇〇〇

経営面積

種目	品目	面積
キャベツ・ネギ		250 a

作付面積

種目	品目・作	作付面積
キャベツ	キャベツ	200 a
ネギ	葉ネギ	300 a

売上目標額

種目	出荷量 (kg)	単価 (千円)	金額 (千円)
キャベツ	42,000	0.1	4,200

第1章 農地に係る取引 第3 賃貸借

ネギ	42,000	0.5	21,000
		合計	25,200

減価償却 (定額法)

品名	償却基準価額	耐用年数	償却率	償却高
トラクター	3,240	8	0.125	405.0
ロータリー	1,080	5	0.200	216.0
アタッチメント	450	5	0.200	90.0
平高成形機	450	5	0.200	90.0
乗用管理機	4,230	5	0.200	846.0
移植機	630	5	0.200	126.0
移植機	990	5	0.200	198.0
肥料散布機A	315	5	0.200	63.0
肥料散布機B	153	5	0.200	30.6
高床作業機	531	5	0.200	106.2
刈払機	108	3	0.333	36.0
チェーンソー	126	3	0.333	42.0
低温貯蔵庫	1,602	6	0.166	265.9
皮むき洗浄機	1,800	5	0.200	360.0
軽トラクテ	900	4	0.250	225.0
育苗ハウス	1,350	10	0.100	135.0
		合計		2,931.7

生産原価 (ネギ)

項目	延べ作付		金額 (千円)
	面積 (×10 a)	単価 (千円) 10 a 1作当たり	
種苗費	30	18	540
肥料費	30	45	1,350
薬剤費	30	6	180
諸材料費	30	3	90
労働費	30	360	10,800
		合計	12,960

生産原価 (キャベツ)

項目	延べ作付		金額 (千円)
	面積 (×10 a)	単価 (千円) 10 a 1作当たり	
種苗費	20	10	200

第1章 農地に係る取引 第3 賃貸借

肥料費	20	23	460
薬剤費	20	22	440
諸材料費	20	3	60
労働費	20	80	1,600
		合計	2,760

生産原価 (共通)

項目	面積 (×10 a)	単価 (千円)	金額 (千円)
流通経費			1,764
農地賃料	25	15	375
		合計	2,139

損益計算

項目	金額 (千円)
売上高	25,200
生産原価	17,859
減価償却	2,932
役員報酬	3,500
差引利益	909

(3) 10か年収支計画

	平○ 1年目	平○ 2年目	平○ 3年目	平○ 4年目	平○ 5年目	平○ 6年目	平○ 7年目	平○ 8年目	平○ 9年目	平○ 10年目
売上高	5,040	13,440	16,800	22,680	25,200	25,200	25,200	25,200	25,200	25,200
延べ作付面積	160 a	380 a	380 a	500 a	500 a	500 a	500 a	500 a	500 a	500 a
人員計画	2人	5人	5人	7人	7人	7人	7人	7人	7人	7人
種苗費	208	524	524	740	740	740	740	740	740	740
肥料費	500	1,270	1,270	1,810	1,810	1,810	1,810	1,810	1,810	1,810
農薬費	256	548	548	620	620	620	620	620	620	620
労務費	2,960	8,080	8,080	12,400	12,400	12,400	12,400	12,400	12,400	12,400
減価償却費	3,235	3,235	3,235	3,157	2,932	806	540	540	135	135
生産雑費	423	489	489	525	525	525	525	525	525	525
生産費合計	7,582	14,146	14,146	19,252	19,027	16,901	16,635	16,635	16,230	16,230
売上総利益	-2,542	-706	2,654	3,428	6,173	8,299	8,565	8,565	8,970	8,970
役員報酬			1,000	1,200	3,500	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
運送費	353	941	1,176	1,588	1,764	1,764	1,764	1,764	1,764	1,764
販売管理費合計	353	941	2,176	2,788	5,264	6,764	6,764	6,764	6,764	6,764
税引前当期利益	-2,895	-1,647	478	640	909	1,535	1,801	1,801	2,206	2,206
当期利益	-2,895	-1,647	478	640	909	1,535	1,801	1,801	2,206	2,206
累積利益	-2,895	-4,542	-4,064	-3,424	-2,515	-980	821	2,622	4,828	7,034

ポイント

1 書式

書式については、各自治体ごとで定まったものがあれば、それに従います。なければ、農地法3条2項の許可要件、農地所有適格法人の場合の農地法2条3項の各要件、農地法施行規則11条1項の申請書への法定記載事項等に注意しながら作成します。本書式は、その一例です。

2 会社概要

- (1) 許可を受けようとする者が農地所有適格法人である場合、その会社の概要を記載します。
- (2) 代表取締役及び取締役は、農地所有適格法人の業務執行役員要件を満たすことができる者でなければなりません。その者の氏名を記載します（農地2③三・四）。
- (3) 株主構成員については、農地所有適格法人の構成員要件を満たすことができる者でなければなりません。その者の氏名・名称、取得株式数を記載します（農地2③二）。
- (4) 構成員の氏名・名称、議決権の数は申請書への法定記載事項とされています（農地規11①六ロ）。
- (5) 経営農地については、農地法3条2項の許可要件のうち、下限面積要件を満たしている必要があります（農地3②五）。

3 メンバープロフィール

許可を受けようとする者が農地所有適格法人である場合、その会社の役員や構成員について、経歴等の情報を記載します。

4 事業目的

- (1) 許可を受けようとする者が農地所有適格法人である場合、その会社の事業目的を記載します。
- (2) 農地法3条2項の許可要件の地域との調和要件（農地3②七）や、農地所有適格法人の要件の事業要件（農地2③一）等に注意します。

5 作付計画

- (1) 播種、定植、収穫など、年間の農作業計画を記載します。
- (2) 農地法3条2項の許可要件の全部効率利用要件（農地3②一）や地域との調和要件（農地3②七）等に注意し、品目の選定や農場（圃場）の利用計画を定めます。

6 工数表

- (1) 権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合、「その構成員の農業への従事状況及び権利取得後における従事計画」は、申請書への法定記載事項とされています（農地規11①六ホ）。

- (2) 「農作業に従事する者の数等の状況」は、申請書への法定記載事項とされています（農地規11①五口）。

7 設備投資計画

- (1) 新規就農等で機械設備等を保有していない場合等は、設備投資計画を記載します。
- (2) 「機械の所有の状況」は申請書への法定記載事項とされています（農地規11①五口）。
- (3) 農地法3条2項1号に定める全部効率利用要件に関する判断基準は、機械について「権利取得者等が所有している機械のみならず、リース契約により確保されているものや、今後確保すると見込まれるものも含む。」と農地法関係事務に係る処理基準で示されています（平12・6・1 12構改B404別紙1第3・3(2)①）。

8 収支計画

- (1) 権利を取得しようとする者が農業生産法人である場合、「農地所有適格法人が現に行っている事業の種類及び売上高並びに権利取得後における事業計画」は、申請書への法定記載事項とされています（農地規11①六イ）。
- (2) 農地所有適格法人の事業要件に注意します（農地2③一）。
- (3) 権利を取得しようとする者が、農地所有適格法人である場合に必要となる申請書様式「農業生産法人としての事業等の状況（別紙）」には、過去3か年と今後3か年の農業及び農業に該当しない事業の売上高を記載します（平21・12・11 21経営4608・21農振1599様式例第1号の1別紙）。新規許可の場合は、今後3か年の売上高を記載します。
- (4) 農業経営改善計画（認定農業者）の認定を受ける場合は、5か年計画が必要となります（農業基盤強化12）。
- (5) 収支計画の作成年数については、最低3か年、認定農業者の認定を受ける場合は5か年、設備投資が大きい場合や借入れを行う場合は、投資回収等を考慮し、10か年程度の計画とします。

第4 資産税

◇農地等の贈与を受けた場合に納税猶予を受けるとき

1 農業後継者が農地等の贈与を受けた場合の納税猶予の特例

農業を営んでいる者が、農業の用に供している農地の全部並びに採草放牧地及び準農地の一定部分をその農業を引き継ぐ推定相続人の1人に贈与した場合には、その贈与を受けた者（以下「受贈者」といいます。）に課税される贈与税については、その贈与を受けた農地等について受贈者が農業を営んでいる限り、その納税が猶予されます（税特措70の4）。

この農地等納税猶予税額は、受贈者又は贈与者のいずれかが死亡した場合には、その納税が免除されます。ただし、贈与者の死亡により農地等納税猶予税額の納税が免除された場合には、特例の適用を受けて納税猶予の対象になっていた農地等（以下「特例農地等」といいます。）は、贈与者から相続したものとみなされて相続税の課税対象となります（税特措70の4④・70の5）。

この特例を受けるためには、以下の要件に該当しなければなりません（税特措70の4①、税特措令40の6）。

① 贈与者の要件

- (ア) 農地等を贈与した日まで引き続き3年以上農業を営んでいた者であること
- (イ) 次に掲げる場合に該当しない者であること
 - a 贈与をした年の前年以前において、贈与者の農業の用に供していた農地をその者の推定相続人に対し贈与をしている場合であって、その農地が相続時精算課税の適用を受けるものであるとき
 - b 贈与をした年において、その贈与以外の贈与により農地及び採草放牧地並びに準農地の贈与をしている場合
 - c 過去にこの納税猶予の特例の適用を受ける贈与を行っている場合

② 受贈者の要件

- (ア) 贈与者の推定相続人であること
- (イ) 次の要件に該当するものとして農業委員会が証明した者であること
 - a 贈与により農地等を取得した日における年齢が18歳以上であること
 - b 贈与により農地等を取得した日まで、引き続き3年以上農業に従事していた

こと

c 贈与により農地及び採草放牧地を取得した後、速やかにその農地及び採草放牧地について農業経営を行うと認められること

③ 特例農地等の要件

次の全てに該当するものであり、贈与税の期限内申告書にこの特例の適用を受ける旨の記載がされたものであること

(ア) 贈与者が農業の用に供している農地等であること

(イ) 贈与者が農業の用に供している農地の全部と採草放牧地及び準農地の面積の3分の2以上であること

2 必要書類、その後の手続等

(1) 特例を受ける場合

この特例を受けるためには、贈与税の申告書に所定の事項を記載し、期限内に提出するとともに、農地等納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保を提供することが必要です。申告書には、贈与税の納税猶予に関する適格者証明書や担保関係書類など、一定の書類を添付することが必要です。具体的には以下の書類になります(税特措70の4①②⑥、税特措規23の7③)。

- ① 農地等の贈与税の納税猶予計算書
- ② 農業委員会の証明書(贈与者及び受贈者が、この特例の適用を受ける要件に該当している証明)
- ③ 戸籍の抄本等(受贈者が贈与者の推定相続人であることを証するための書類)
- ④ 農地等のうちに平成3年1月1日において、首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市の区域内に所在する農地又は採草放牧地がある場合には、その農地又は採草放牧地が、都市営農農地等である旨、又は市街化区域以外の区域に所在するものである旨の市長(区長)の証明書
- ⑤ 準農地についてこの特例の適用を受ける場合には、その土地が準農地に該当する旨の市町村長の証明書
- ⑥ 担保として提供しようとする財産の明細書、その他担保の提供に関する書類
- ⑦ 贈与の事実を証する書類(贈与契約書等)
- ⑧ 農地等の贈与に関する確認書

(2) 特例の適用を継続して受ける場合

納税猶予期間中は贈与税の申告期限から3年目ごとに、引き続いてこの特例の適用を受ける旨及び特例農地等に係る農業経営に関する事項等を記載した届出書(この届

農業文例五

一一三

出書を「継続届出書」といいます。)を提出することが必要です(税特措70の4②)。

(3) 農地等納税猶予税額を納付しなければならなくなる場合

次のいずれかに該当することとなった場合には、その農地等納税猶予税額の全部又は一部を納付しなければなりません(税特措70の4①④⑤⑩⑪)。

① 特例農地等について、譲渡等があった場合

譲渡等には、譲渡、贈与若しくは転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権の設定(一定の要件を満たすものは除きます。)又はこれらの権利の消滅若しくは農地について農地法36条1項の規定による勧告があった場合も含まれます。

② 特例農地等に係る農業経営を廃止した場合

③ 継続届出書の提出がなかった場合

④ 担保価値が減少したことなどにより、増担保又は担保の変更を求められた場合で、その求めに応じなかったとき

⑤ 受贈者が任意に特例の適用を取りやめる場合

⑥ 都市営農農地等について、生産緑地法の規定による買取りの申出があった場合や、都市計画の変更等により、特例農地等が特定市街化区域農地等に該当することとなった場合

⑦ 特例の適用を受けている準農地について、申告期限後10年を経過する日までに農業の用に供していない場合

(4) 納付すべき税額に係る利子税

上記(3)の農地等納税猶予税額を納付しなければならなくなった場合には、その納付すべき税額について、贈与税の申告期限の翌日から納税猶予の期限までの期間に応じて、年3.6パーセントの割合で利子税がかかります(税特措70の4⑮)。

ただし、この利子税の割合は、各年の特例基準割合(※)が、年7.3パーセントに満たない場合には、その年中においては次の算式により計算した割合になります(税特措93)。

$$3.6\% \times (\text{貸出約定平均金利} + 1\%) \div 7.3\%$$

(※) 特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における短期貸付けの平均利率(当該各月において銀行が新たに行った貸付け(貸付期間が1年未満のものに限ります。)にかかる利率の平均をいいます。)の合計を12で除して計算した割合(0.1パーセント未満の端数切捨て)として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。

第5章 農業に係る税務 第4 資産税

○贈与税の申告書

〇〇 税務署長 平成〇〇年〇〇月〇〇日提出

FD4724

提出用

贈与者の住所・氏名 (フリガナ) 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地

フリガナ コウノ イチロウ

氏名 甲野 一郎

生年月日 3 〇 〇 年 〇 3 月 1 〇 日 職業 農業

明治 1 大正 2 昭和 3 平成 4

税務署整理欄 (記入しないでください)

整理番号 名簿

申告書提出年月日 財産 事案

災害等延長期限 額目 処理

出国年月日 コード 訂正

死亡年月日 開与区分 修正

第一表 (平成〇年分以降用) (住宅取得等資金の非課税の申告は申告書第一表の二又は第一表の三と、相続時精算課税の申告は申告書第一表と、一緒に提出してください。)

取得した財産の明細	種別		数量	単価	財産取得した年月日
	種別	目	数量	単価	財産の価額
住所 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地 フリガナ コウノ タロウ 氏名 甲野 太郎 父 生年月日 明・大 〇 〇 年 10 月 3 日	土地	田	自用地		平成〇〇年〇月〇日
(措置法第70条の4第1項 適用分別添計算書のとおり)					
住所 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地 フリガナ コウノ タロウ 氏名 甲野 太郎 父 生年月日 明・大 〇 〇 年 10 月 3 日	土地	畑	自用地		平成〇〇年〇月〇日
(同上)					
住所 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地 フリガナ コウノ タロウ 氏名 甲野 太郎 父 生年月日 明・大 〇 〇 年 10 月 3 日	現金・ 預貯金等		現金		平成〇〇年〇月〇日
住所 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地					平成〇〇年〇月〇日
財産の価額の合計額 (課税価格) ①					
配偶者控除額 (右の事実が該当する場合には、... 額は、今回の贈与者からの贈与について初めて贈与税の配偶者控除の適用を受けます。 (最高5,000万円) (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てられた部分の金額の合計額) ②					
基礎控除額 ③					
②及び③の控除後の課税価格 (①-②-③) [100円未満切捨て] ④					
④に対する税額 (申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の計算表」を使って計算します。) ⑤					
外国税額の控除額 (外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。) ⑥					
医療法人持分税額控除額 (「医療法人持分納税額予税額・税額控除額の計算書 (贈与税)」のBの金額又は「医療法人持分納税額予税額・税額控除額の計算書 (贈与税(別表))」のBの金額) ⑦					
差し引税額 (⑤-⑥-⑦) ⑧					

相続時精算課税分 (「毎年課税分」のみ申告される方は、⑨及び⑩の欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」を作成してください。)

特定贈与者ごとの課税価格の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」の⑨の金額の合計額) ⑨	
特定贈与者ごとの差し引税額の合計額 (第二表「平成 年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」の⑩の金額の合計額) ⑩	
課税価格の合計額 (①+⑨) ⑪	
差し引税額の合計額 (納付すべき税額) (⑧+⑩) [100円未満切捨て] ⑫	
農地等納税額予税額 (「農地等の贈与税の納税額予税額の計算書」の④の金額) ⑬	
株式等納税額予税額 (「株式等納税額予税額の計算書 (贈与税)」の3の④の金額又は「株式等納税額予税額の計算書 (贈与税(別表))」の2の④の金額) ⑭	
医療法人持分納税額予税額 (「医療法人持分納税額予税額・税額控除額の計算書 (贈与税)」のAの金額又は「医療法人持分納税額予税額・税額控除額の計算書 (贈与税(別表))」のAの金額) ⑮	
申告期限までに納付すべき税額 (⑫-⑬-⑭-⑮) ⑯	
この申告書が修正申告書である場合	
差し引税額の合計額 (納付すべき税額) の増加額 (⑫-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書(別表)」の⑫) ⑰	
申告期限までに納付すべき税額 の増加額 (⑯-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書(別表)」の⑯) ⑱	

作成税理士の事務所所在地、署名押印、電話番号

税理士法第30条の書面提出

税理士法第33条の2の書面提出

通信日付印 確認者

(資5-10-1-1-A4統一) (平〇〇)

農業文例六

一三四

○農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書

農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書

提出用

贈与者の氏名 甲野 太郎 受贈者の氏名 甲野 一郎
 生 年 月 日 (明・大・昭・平○○年 10 月 3 日)

私 (受贈者) は、租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定による農地等についての贈与税の納税猶予の適用を受けます。

○農地等の明細については、この計算書に書ききれない場合には、この計算書を追加して記入してください。

I 納税猶予の適用を受ける農地等の明細					
田・畑 採草放牧地 準農地の別	地上権、永小作権、 使用貸借による権利、 賃借権(耕作権)の場合のその別	所 在 場 所	面 積	単 価	価 額
			固定資産税 評 価 額	倍 数	
田		〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目101	1,020 m ² 132,600 円	12 倍	1,591,200 円
〃		〃 102	1,020 132,600 円	12	1,591,200
〃		〃 103	1,020 132,600 円	12	1,591,200
〃		〃 104	810 105,300 円	12	1,263,600
〃		〃 105	860 111,800 円	12	1,341,600
〃		〃 106	1,100 143,000 円	12	1,716,000
(計)			(5,830)		(9,094,800)
畑		〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目501	1,062 62,658 円	13	814,554
〃		〃 502	1,062 62,658 円	13	814,554
〃		〃 503	1,040 61,360 円	13	797,680
〃		〃 504	1,750 103,250 円	13	1,342,250
(計)			(4,914)		(3,769,038)
合 計			10,744 m ²		④ 12,863,838

(平成〇〇年分以降用)

II 納税猶予税額の計算					
農地等以外の財産に対する贈与税額の計算			差引税額の合計額 (申告書第一表の⑥の金額)	⑥	4,893,300 円
農地等以外の財産の価額 (申告書第一表 上欄の④の①の金額)	①	5,000,000 円	相 続 時 精 算 課 税 の 差 引 税 額 の 合 計 額 (申告書第一表の⑥の金額)	⑦	
配偶者控除額 (申告書第一表の②の金額)	②			⑧	485,000
基礎控除額	③	1,100,000		⑨	4,408,300
農地等以外の課税価格 (①-②-③) (1,000 円未満の増数は切り捨てます。また、この金額が 1,000 円未満のときは、その金額を切り捨てます。)	④	3,900,000	農地等以外の財産に 対する贈与税額 (⑤+⑦) (100 円未満の増数は切り捨てます。 また、この金額が 100 円未満の ときは、その金額を切り捨てます。)		
④に対する税額 (申告書第一表(控除)の裏面の速算表を使って計算します。)	⑤	485,000	納 税 猶 予 税 額 (⑥-⑧)		

(資 5-11-1-A 4 統一) (平 〇・〇)

農業文例六

一一二五

○農地等の贈与に関する確認書

平成〇〇年分 農地等の贈与に関する確認書

1 農地等の受贈者

住所	〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地	氏名	甲野 一郎
----	-----------------	----	-------

2 前年以前の農地等の贈与の状況

次のいずれか該当する項目の□の中に✓印を記入してください。

- 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありません。
- 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありますが、当該農地は相続税法第21条の9第3項の規定(相続時精算課税)の適用を受けるものではありません。

3 本年における農地等の贈与の状況

次に該当する場合は□の中に✓印を記入してください。

- 私は、農地等を贈与した年において、今回の贈与以外の贈与により租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地及び採草放牧地並びに準農地の贈与をしていません。

4 採草放牧地に関する事項 (今回の贈与以前に採草放牧地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積	①	m ²
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²
①の面積と②の面積の合計 (①+②)	③	m ²
③の面積の $\frac{2}{3}$ (③× $\frac{2}{3}$)	④	m ²
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した採草放牧地の面積の計を記入します。)	⑤	m ²
上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。		

5 準農地に関する事項 (今回の贈与以前に準農地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日まで有していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積	①	m ²
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²
①の面積と②の面積の合計 (①+②)	③	m ²
③の面積の $\frac{2}{3}$ (③× $\frac{2}{3}$)	④	m ²
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した準農地の面積の合計を記入します。)	⑤	m ²
上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。		

上記の事実相違ありません。

平成〇〇年 2月10日

農地等の贈与者

住所 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地 氏名 甲野 太郎 ㊤

(平成〇〇年分以降用)

◇借換特例適用に異動があるとき（再借受代替農地等を借り受けた場合、又は賃借権等が消滅した場合）

1 届出手続

農地等についての贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例（税特措70の4⑧・70の6⑩）の適用を受けている農地等に係る賃借権等が消滅するなど異動が生じた場合に借換特例を継続して受けるための手続で、以下の届出書を提出します（税特措70の4⑪・70の6⑬）。

(1) 貸付特例適用農地等の変更届出書（再借受代替農地等を借り受けた場合）

贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例の適用を受けている貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた農地等（以下「借受代替農地等」といいます。）の全てに係る土地の面積の合計（農業の用に供されていない部分がある場合には、その部分の面積を除きます。）の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合が、80パーセント未満となった場合に、新たに借受代替農地等を借り受けることにより、借換特例の適用を引き続き受ける旨の届出をする場合に使用します。

この届出書の提出期限は、この届出書に係る事実が生じた日から2か月を経過する日です。

(2) 貸付特例適用農地等の（変更）届出書（貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合）

贈与税又は相続税の納税猶予の借換特例の適用を受けている貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合に、その全部の賃借権等を消滅させたことにより、引き続き納税猶予の特例の適用を受ける旨の届出をする場合、又は賃借権等を消滅させた旨の届出をする場合に使用します。

貸付特例適用農地等が農業の用に供されなくなったことを知った日（又は貸付特例適用農地等に係る賃借権等が消滅した日のいずれか早い日）から2か月を経過する日、貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した日から2か月以内に提出します。

2 添付書類

添付書類は、次のとおりになります（税特措令40の6⑳・40の7㉑、税特措規23の7⑱・23

の8⑬)。

- ① 貸付特例適用農地等の変更届出書については、農業経営基盤強化促進法19条の規定により公告された再借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類
- ② 貸付特例適用農地等の(変更)届出書については、使用貸借による権利又は賃借権の消滅年月日を証する書類の写し(賃借権等を消滅させた場合)

○貸付特例適用農地等の変更届出書（再借受代替農地等を借り受けた場合）

通信日付印の年月日	郵便印	番 号
年 月 日		

貸付特例適用農地等の変更届出書
（再借受代替農地等を借り受けた場合）

電子処理済	検 算
※	※

〇〇 税務署長 殿

平成〇〇年〇〇月〇〇日

届出者 住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

氏名 甲野 一郎 印
(電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇)

租税特別措置法第70条の4第8項、第70条の6第10項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等(平成〇〇年〇〇月〇〇日届出分)については、同条第10項第1号に該当することとなりましたが、同条第8項の規定の適用を受けたいので、再借受代替農地等に係る賃借権等の設定に関する事項等について同条第11項の規定により関係書類を添付して届け出ます。 1

※印欄は記入しないでください。

農地等の贈与を受けた年月日	昭和(平成) 〇〇年 〇〇月 〇〇日
---------------	--------------------

贈与者	住所	氏名
相 続 人	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	甲野 太郎

① 農業の用に供されていない借受代替農地等の明細 2

番号	借受代替農地等の所在地番	地 目	面 積	農業の用に供なくなった年月日等の明細
1	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	畑	6,000㎡	賃借権の存続期間終了(〇・〇・〇)
2				(. . .)
3				(. . .)
農業の用に供されていない借受代替農地等の合計面積			(A) 6,000㎡	

② 再借受代替農地等の明細 3

番号	再借受代替農地等の所在地番		貸付者の氏名	貸付者の住所
	地 目	面 積		
1	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地		乙山 次郎	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
	畑	6,500㎡		
2		 ~ . . .
3		 ~ . . .
再借受代替農地等の合計面積			(B) 6,500㎡	

(注) 上記①及び②について書ききれない場合は、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

③ 借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書 4

イ 当該変更届出書の直前に届け出ている借受代替農地等の合計面積 (〇) 8,000 ㎡

ロ 当該変更届出書の提出による借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算の明細

(イ) 変更届出後の借受代替農地等の合計面積(a)

(上記〇の面積 8,000 ㎡) - (上記Aの面積 6,000 ㎡) + (上記Bの面積 6,500 ㎡) = (a) 8,500 ㎡

(ロ) 貸付特例適用農地等に係る土地の面積 (b) 8,500 ㎡

(ハ) 当該変更届出書の提出による借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合

(上記a)の面積 8,500 ㎡ / (上記b)の面積 8,500 ㎡ = 100 % (≥ 80 %)
(小数点以下切捨)

(添付書類)
・ 農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された再借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

関与税理士	印	電 話 番 号
-------	---	---------

ポイント

1 文字の抹消

届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の6第10項」、「第12項第1号」、「第10項」、「第13項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、「第70条の4第8項」、「第10項第1号」、「第8項」、「第11項」の文字を二重線で抹消します。

2 農業の用に供されていない借受代替農地等の明細

借換特例の適用者が貸付特例適用農地等に代わるものとして借り受けた借受代替農地等について、農業の用に供されていない農地等の明細を記載します。なお、「農業の用に供さなくなった事由及びその事実が生じた年月日」欄には、借換特例の適用者がその農地等を農業の用に供さなくなった事由、及び借換特例の適用者がその農地等を農業の用に供さなくなった年月日を具体的に記載します。

3 再借受代替農地等の明細

借換特例の適用者が、貸付特例適用農地等に代わるものとして、新たに借り受けた借受代替農地等（以下「再借受代替農地等」といいます。）についてその明細を記載します。

- ① 「地目」欄には、農用地利用集積計画書に記載された地目に応じ、田、畑、採草放牧地と記載します。
- ② 「賃借権等の種類」欄には、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の別により該当する文字を○で囲みます。
- ③ 「貸付者の氏名」及び「貸付者の住所」欄には、農用地利用集積計画書に記載された貸付者の氏名及び住所を記載します。
- ④ 「公告年月日」欄には、農業経営基盤強化促進法19条の規定により公告された再借受代替農地等に係る公告年月日を記載します。
- ⑤ 「賃借権等の存続期間」欄には、再借受代替農地等に係る賃借権等の存続期間について、その始期及び終期を記載します。

なお、再借受代替農地等の対象は、その賃借権等の存続期間の始期の日が「農業の用に供さなくなった事由及びその事実が生じた年月日」欄の年月日又はその日より2か月以内であり、かつ、その賃借権等の存続期間の終了の日が、貸付特例適用農地等の賃借権等の存続期間の終期の日又はその日より遅いものに限られます。

4 土地面積の割合に関する計算明細書

各項目について面積を記載の上、この変更届出書の提出による借受代替農地等の全てに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合を整数（小数点以下の数字がある場合は切捨て後の数字）で記載します。

○貸付特例適用農地等の(変更)届出書(貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合)

通信日付印の年月日	確認印	番 号
年 月 日		

貸付特例適用農地等の(変更)届出書
(貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合)

猶予整理簿	検 算
※	※

〇〇 税務署長

平成〇〇年〇〇月〇〇日

届出者 住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

氏名 甲野 一郎 印
(電話番号〇〇〇-〇〇〇〇)

※印欄は記入しないでください。

1 第70条の4第8項 第70条の6第10条 租税特別措置法 の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等(平成〇〇年〇〇月〇〇日届出分)については、

2 **3** **イ** 同条 第10項 第12条 (1号・3号)に該当することとなりましたが、当該貸付特例適用農地等に係る全部の賃借権等を消滅させた

第11項 第13条 の規定により、添付書類とともに届け出ます。

(添付書類) 使用貸借による権利又は賃借権の消滅年月日を証する書類の写し

(注) この場合、賃借権等を消滅させた当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

ロ、賃借権等の存続期間が満了したので、同令 第40条の6第27項 第40条の7第28項 の規定により届け出ます。

(注) この場合、当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

ハ、賃借権等の存続期間満了前に賃借権等を消滅させたので、同令 第40条の6第27項 第40条の7第28項 の規定により届け出ます。

(注) この場合、猶予されていた納税猶予の全部又は一部と猶予期間中の利子税の合計額を納付することとなります。

なお、引き続き、納税猶予の特例の適用を受ける場合には、上記イの届出を行ってください。

農地等の贈与を受けた年月日 相続(遺贈)があった	昭和 〇〇年〇〇月〇〇日 (平成)
-----------------------------	----------------------

贈与者 被相続人	住所 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地	氏名 甲野 太郎
-------------	--------------------	----------

○ 貸付特例適用農地等に設定していた賃借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。

番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目	面積	農業者の氏名(氏名を略すことなし)	借主等別
1	〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地	畑	5,000㎡	休閒地 (〇 ・ 〇 ・ 〇)	〇 ・ 〇 ・ 〇 5
2				(. . .)	. . .
3				(. . .)	. . .
4				(. . .)	. . .
5				(. . .)	. . .

(注) 上欄に書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

関与税理士	印	電話番号
-------	---	------

(資12-79-A4統一)

農業文例五

一一八六

- 1186 -

ポイント

1 文字の抹消

この届出書の本文中、贈与税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、下段の「第70条の6第10項」の文字を二重線で抹消し、相続税の納税猶予について借換特例を受けている場合には、上段の「第70条の4第8項」の文字を二重線で抹消します（以下、この届出書の本文中、上段の文字は、贈与税の借換特例に係る条文を、下段の文字は、相続税の借換特例に係る条文を指します。）。

2 貸付特例適用農地等の届出年月日

借換特例の適用を受ける旨の届出書を提出した年月日を記載します。

3 貸付特例適用農地等の変更

該当する届出の□内にチェックを付し、不要の文字を二重線で抹消します。

なお、各届出の提出期限は、次のとおりです。

① 「イ」欄

貸付特例適用農地等が農業の用に供されなくなったことを知った日（又は貸付特例適用農地等に係る賃借権等が消滅した日のいずれか早い日）から2か月を経過する日

② 「ロ」欄

貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した日から2か月以内

③ 「ハ」欄

貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した日から2か月以内

4 農地等の状況及びその状況にあることを知った日

貸付特例適用農地等が、借受者の農業の用に供されていない場合に、その農地等の状況（現況）及び借受者の農業の用に供されていないことを知った日を記載します。

5 賃借権等解約等年月日

貸付特例適用農地等について、賃借権等を解約した年月日を記載します。